

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 12 月まで

私は、私の父親が国民年金の加入手続を行うとともに、20 歳到達時からの国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9 か月と比較的短期間である上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親は、国民年金保険料を完納していることから、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和 46 年 2 月 1 日に払い出されたものと推認され、払出時点で、申立期間は現年度納付することが可能である上、オンライン記録によると、申立人の両親についても、申立期間は納付済みとされていることから、納付意識の高かった申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。